

## 福島県保育補助者雇上費貸付実施要領

### (目 的)

第1 福島県保育補助者雇上費貸付は、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇い上げに必要な費用を貸付けることにより、保育士の勤務環境改善を行い、県内の保育人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2 福島県保育補助者雇上費貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

### (貸付対象)

第3 貸付対象者は、県内の次のいずれかの要件を満たす施設又は事業者（以下「施設等」という）とする。

- 1 新たに保育補助者の雇い上げを行う以下の施設等
  - (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。
  - (2) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者。
  - (3) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者。
  - (4) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者
- 2 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記1（1）から（4）の施設等であって、福島県知事等が適当と認める者
- 3 上記1（1）から（4）に定める施設等のうち、次のいずれかの条件を満たす場合は、既に雇用している保育補助者を例外的に対象とすることができる。
  - (1) 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画があること。
  - (2) 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む施設等で、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。
  - (3) 貸付を受けようとする施設等の保育士の平均勤続年数が11年以上であること。
- 4 保育補助者は、週20時間以上勤務している者で、次に定める要件を満たすこととする。
  - (1) 雇用する保育補助者が、次のいずれかに該当する者であること。
    - ① 子育て支援員研修など保育に関する一定の研修を受講している者又は、それと同等以上であると福島県知事等が認める者であること
    - ② 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又は、これと同等の知識及び技能があると県社協会長が認めた者であること
    - ③ 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると福島県知事等が認める者であること。なお、保育に関する40時間以上の実習は、当該貸付を受けようとする施設等への勤務開始後、実習を受けても差し支えない。実習の実施方法については、別添1及び別添2に定める。
  - (2) 貸付け申請時において、保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類を提出すること。

- (3) 貸付申請時において、保育補助者を配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画を県社協会長に提出すること。
- (4) 上記(3)の計画に基づき、保育士の勤務環境改善を行うこと。
- (5) 他の補助金等により、対象となる保育補助者の人件費の支給を受けていないこと。

(貸付期間及び貸付額)

第4 福島県保育補助者雇上費貸付に係る貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付期間は、保育補助者が貸付けを受けた施設等に勤務する期間とする。ただし、当該施設等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

なお、貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得したときは、保育士登録が完了した日の属する月の月末で貸付は終了する。

- 2 貸付額は、年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設等において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年間2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付に当たっては、第3の1の(2)及び(3)の貸付対象については、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くこととする。また、第3の1の(4)の貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

(貸付方法及び利子)

第5 福島県保育補助者雇上費貸付は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付ける。

- 2 利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第6 当該貸付を受けようとする施設等(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 福島県保育補助者雇上費貸付申請書(様式1)
- (2) 登記事項証明書(発行後3ヶ月以内)
- (3) 直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、事業活動収支計算書等)
- (4) 保育補助者雇用契約書の写し
- (5) 勤務環境改善計画書(様式2)
- (6) 保育補助者雇上費貸付必要経費支出内訳書(様式3)
- (7) 保育補助者雇用計画書兼誓約書(様式4)
- (8) 保育補助者の住民票(発行後3ヶ月以内)
- (9) 子育て支援員研修の修了証の写し又は保育補助者実習等修了証明書(様式6)
- (10) 連帯保証人の住民票(発行後3ヶ月以内)
- (11) 連帯保証人の直近の収入を証明する書類(源泉徴収票や課税証明書等)
- (12) その他、県社協会長が必要と認める書類

※以下、該当する場合に提出

- (13) 福島県保育補助者雇上費貸付要件該当確認書(様式5)

(連帯保証人)

第7 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する。

(審査及び決定)

第8 県社協会長は、申請者から提出のあった書類をもって審査し、貸付の可否を決定し申請者に通知する。

(貸付に係る契約等)

第9 貸付の決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、通知のあった日から起算して20日以内に、次の書類を県社協会長に提出する。

- (1) 福島県保育補助者雇上費貸付借用証書(様式7)
- (2) 印鑑登録証明書(借受人及び連帯保証人、発行後3か月以内)
- (3) 福島県保育補助者雇上費貸付送金口座(申込・変更)届出書(様式8)
- (4) 送金口座通帳の写し
- (5) 福島県保育補助者雇上費貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書(様式9)  
(保育補助者及び連帯保証人)

(6) その他県社協会長が必要と認める書類

2 前項の期間内に書類の提出がない場合は、福島県保育補助者雇上費貸付を辞退したものとみなす。

(貸付金の交付)

第10 県社協会長は、第9に定める書類を受理したときは、当該貸付決定に係る貸付金を分割により交付する。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第11 県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当するときは、その契約を解除する。

- (1) 借受人が、貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (2) 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として福島県知事等が認めることが著しく困難であるとき。
- (3) 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として福島県知事等が認めることが著しく困難であるとき。
- (4) 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として福島県知事等が認めることが著しく困難であるとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により保育補助者雇上費貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (6) その他、福島県保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 保育補助者が疾病その他の理由により休職した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないものとする。

(返還債務の履行猶予)

第12 県社協会長は、保育補助者が次のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還の債務の履行を猶予できる。

- (1) 貸付けを受けた施設等において、保育補助者が第14(1)に定める業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予の申請等)

第13 第12による返還の猶予を受けようとする借受人は、福島県保育補助者雇上費貸付返還猶予申請書(様式10)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、県社協会長に申請しなければならない。

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について審査し、その結果を借受人に通知する。

(返還債務の当然免除)

第14 県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付の返還債務を免除する。

- (1) 福島県保育補助者雇上費貸付を受けた施設等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして福島県知事等が認めるとき。
- (2) 上記(1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第15 県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、福島県保育補助者雇上費貸付金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できる。

なお、(1)及び(2)に規定する返還債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、(3)に規定する返還の債務の裁量免除は、第14(1)に定める業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸し付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者については、適用しない。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた保育補助者雇上費貸付を返還することができなくなったとき  
返還債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還債務の額の全部又は一部

(3) 保育補助者が貸付を受けた施設等において1年以上、第14(1)に定める業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

(4) 裁量免除の額は、県内の施設等において第14(1)に定める業務に従事した月数を、福島県保育補助者雇上費の貸付を受けた月数の3分の4に相当する月数(この月数が24に満たない場合は24とする)で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の免除の申請等)

第16 第14又は第15による返還債務の免除を受けようとする借受人は、福島県保育補助者雇上費貸付返還免除申請書(様式13)に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、県社協会長に申請しなければならない。

2 県社協会長は、前項による免除の申請があったときは、当該免除の申請について審査し、その結果を借受人に通知する。

(業務従事期間の計算)

第17 福島県保育補助者雇上費貸付の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる業務従事期間の計算は、第14(1)に定める業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(返 還)

第18 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 保育補助者雇上費貸付の契約が解除されたとき。

(2) 保育補助者が貸付けを受けた県内の施設等において第14(1)に定める業務に従事しなかったとき。

(3) 借受人が県内の施設等において第14(1)に定める業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。

(4) 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項のほか、虚偽その他不正な方法により福島県保育補助者雇上費の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた福島県保育補助者雇上費貸付金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

3 借受人は、上記第18の1に該当するに至ったときは、速やかに福島県保育補助者雇上費貸付返還計画書(様式14)を県社協会長に提出しなければならない。

4 県社協会長は、前項の返還計画書に基づき審査し、当該借受人及び連帯保証人に返還方法及び返還額を通知する。

(延滞利子)

第19 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく福島県保育補助者雇上費貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算し

た延滞利子を徴収する。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときには、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

(届出義務)

第 20 借受人又は連帯保証人は、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人が住所、氏名を変更したとき。
- (2) 保育補助者が住所、氏名を変更したとき。
- (3) 保育補助者が休職、復職、停職したとき。
- (4) 保育補助者が退職したとき。
- (5) 保育補助者を変更するとき。
- (6) 保育補助者が保育士資格を登録したとき。
- (7) 貸付を辞退するとき。

2 県社協会長は、借受人及び連帯保証人に対し、前項に規定する届出書類のほか、貸付の目的を達成するために必要な書類の提出及び報告を求めることができる。

(現地調査等)

第 21 県社協会長は、貸付けが適切に行われているか確認するために、必要に応じて現地調査等を行うことができる。なお、借受人は会長の求めに応じて現地調査等に協力する。

(その他)

第 22 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 17 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に貸付要件に該当することとなった者から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 7 日より施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

(別添1)

### 「保育に関する40時間以上の実習」について

「保育に関する40時間以上の実習」の内容については、保育所等における実習を想定しています。実習内容については、【別添2】「保育補助者の対象要件となる実習の内容について」を参考にしてください。

※【別添2】は、子育て支援員研修やキャリアアップ研修の項目等を参考に記載しています。実習の中で各項目をご説明していただくなど、保育補助者となる方が確実に身につけられる方法で実施していただきますようお願い申し上げます。

また、実習の実施方法や時間の配分については、保育補助者となる方の各項目への習熟具合によっては、必ずしも別紙に記載した「目安の時間」や「実習内容」のとおりを実施していただく必要はありません。

ただし、【別添2】の記載どおりに実習をおこなったとしても、保育補助者となる方が知識や技能を身につけられていないと判断される場合は、追加して十分な時間を確保し、実習を行っていただくなどのご対応をお願いします。

実習が修了した際は、「保育補助者実習等修了証明書(様式6)」により、実習等の責任者や施設長などが証明していただきますようお願い申し上げます。

なお、修了証明書については、実習が実施された施設以外の施設においても効力を有するものとします。

また、事業者から自治体へ補助の申請を受ける際に、修了者の状況を上記証明書の写しによりご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】

実習項目	目安の時間	実習内容
1 保育所の役割	30分	保育の役割 ※「保育所保育指針第1章第1節」(参考)の内容を踏まえて実習を行うこと。
2 こどもの発達	60分	① 発達への理解 ② 胎児期から青年期までの発達 ③ 発達への援助 ④ 子どもの遊び
3 保育の基本	1,680分	① 子どもとのかかわり方 ② 身体を使った遊び ③ 言葉・音楽を使った遊び ④ 物を使った遊び ⑤ その他保育士の業務の補助に関する事項
4 乳幼児の発達と心理	90分	① 発達とは ② 発達時期の区分と特徴 ③ ことばのコミュニケーション ④ 自分と他者 ⑤ 手のはたらきと探索 ⑥ 移動する力 ⑦ ところと行動の発達を支える保育者の役割
5 乳幼児の食事と栄養	60分	① 離乳の進め方に関する最近の動向 ② 栄養バランスを考えた幼児期の食事づくりのポイント ③ 植物アレルギー ④ 保育者が押さえる食育のポイント
6 小児保育	120分	① 乳幼児の健康観察のポイント ② 発育と発達について ③ 衛生管理・消毒について ④ 薬の預かりについて ⑤ 子どもに多い症例とその対応 ⑥ 子どもに多い病気(SID等を含む)とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ⑦ 事故予防と対応
7 心配蘇生法	120分	① 心肺蘇生法、AED、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう配慮が必要



8 安全の確保と リスクマネジメント	60分	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの事故</li> <li>② 子どもの事故の予防保育上の留意点</li> <li>③ 緊急時の連絡・対策・対応</li> <li>④ リスクマネジメントと賠償責任</li> </ul>
9 保育者の職業 倫理と配慮事 項	90分	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育者の職業倫理</li> <li>② 保育者の自己管理</li> <li>③ 地域等との関係</li> <li>④ 保育所や様々な保育関係者との関係</li> <li>⑤ 行政との関係</li> <li>⑥ 地域型保育の保育者の役割の検討</li> </ul>
10 特別に配慮を 要する子ども への対応	90分	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気になる行動</li> <li>② 気になる行動をする子どもの行動特徴</li> <li>③ 気になる行動への対応の考え方</li> <li>④ 気になる行動の原因とその対応</li> <li>⑤ 保育者の役割</li> <li>⑥ 遊びを通して、子どもの発達を促す方法</li> </ul>